

湖南小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

(1) 基本姿勢

いじめから一人でも多くの児童を救うために、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を全教職員で共有し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの防止等に関する具体的方策

(1) 未然防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめを未然防止するための取組を行う。

具体的な対応策

- ① 規範意識を高めるとともに、思いやりの心を育て、温かい人間関係づくりに努める。
- ② 充実感や達成感を味わうことができる「分かる授業」づくりに努める。
- ③ 学級運営では、自己有用感を高め、学級での居場所づくりに努める。
- ④ 児童会活動では、児童の自主性を重んじ、いじめを生まない学校とするための主体的な活動を推進する。
- ⑤ 道徳教育では、いのちの教育や人権教育を推進し、互いのよさや違いを認め、他を思いやる心を育てる。
- ⑥ 「いじめ対応ハンドブック」を活用し、いじめを防ぐ取組やいじめを生まない適切な言動等、いじめについて理解を深め、教師の人権感覚を磨く研修を行う。
- ⑦ ネットいじめを防止するには、家庭での指導が不可欠なため、「stop! ザ・ネットトラブル」を配る等、意識を高め保護者と連携、協力し、双方で指導を行う。

(2) 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

具体的な対応策

- ① 全教職員が協力して、児童を複数の視点で見守り、「心」のサインや小さな変化を見逃さないようにする。また、毎日の生活ノートや普段の授業等から、教職員間で情報の共有に努める。また、迅速な報告・連絡・相談に努める。
- ② 気軽に相談できる雰囲気づくりに努め、相談体制の充実を図る。
- ③ 児童に「友達アンケート」、保護者に「いじめ早期発見のための家庭用アンケート」をそれぞれ実施（学期1回）し、家庭と一体となっていじめの未然防止に努める。アンケート調査（いじめ調査）を定期的（学期1回）に行い、早期発見に努めるとともに、調査に基づいた教育相談の充実を図る。

(3) 事案への対応

いじめが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童の安全を確保し、関係児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、事案に応じ、家庭や教育委員会、関係機関と連携する。

具体的な対応策

- ① いじめが発見された場合は、いじめ事案対応フローチャートモデルを参考にして関係教師等によるチームを編成し、教職員の緊密な情報交換や共通理解、指導方針を明確化して対応する。
- ② 聞き取り調査等による詳細な事実確認と正確な状況把握（正確かつ迅速に）を行う。
- ③ いじめを受けた児童に対しては、本人の痛み寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。また、いじめを行う児童に対しては、毅然とした対応を行う。
- ④ 教育委員会へ報告する。必要に応じ教育総合センター、児童相談所、警察署等への協力要請、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣要請を行う。
- ⑤ 保護者に対し、明らかになった事実と経過、今後の対応・指導等を具体的に報告し、理解と協力を求める。謝罪が必要な場合は、謝罪する。
- ⑥ いじめの原因や背景を把握し、その情報を全教職員で共有し、いじめの再発を防止する。
- ⑦ ネットいじめについては、サイト管理者への削除要請を行うとともに、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、市教委や警察と連携して対応する。また、富山ネットトラブル情報サイト「ネットあんしん富山」を参考にして、5・6年生を対象にネットトラブルに関する指導を徹底する。

(4) 継続した指導

いじめは、単に「謝罪」をもって安易に解決とすることはできない。「いじめの解消」とは、行為が3ヶ月継続して止んでおり、かつ被害児童・保護者の面談で心身の苦痛を感じていないと認める場合をいう。

具体的な対応策

- ① いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性を十分に考え、いじめの被害・加害児童を日常的に注意深く観察する。
- ② 必要に応じ、被害児童の PTSD 等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
- ③ 被害児童の保護者との連絡を密にし、経過を定期的に報告する。
- ④ 全教職員で継続的に被害・加害児童の様子を観察し情報交換しながら再発を防止する。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、特別支援コーディネーター、養護教諭等教職員と、心理や福祉の専門家（必要に応じて参加）等による「いじめの防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。また、全教職員による「いじめ防止サポート会議」を開催する。

【「いじめの防止対策委員会」の役割】

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況を確認し、有効な対策を検討する。
- ・学校におけるいじめに関する相談や通報に対応する。
- ・重大な事案が発生した場合は、教育委員会に報告するとともに、関係機関（教育総合センター、児童相談所、警察署等）への協力要請、スクールカウンセラーやスクール

- ソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の派遣要請を行い、連携して対応する。
- 教師の指導力や学校の対応力向上のための研修を実施する。

【「いじめ防止サポート会議」の役割】

- 月1回開催し、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報を共有し、児童の見守りや支援に努める。

4 家庭や地域との連携

児童の健やかな成長を促すため、PTAや地域、学校が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域、家庭と連携した対策を推進する。

具体的な取組

- ① 「湖南小学校いじめ防止基本方針」を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。
- ② 家庭訪問や学校だより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。
- ③ いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、協力してその解決に当たる。
- ④ PTAや学校評議員会等、地域の関係団体とともにいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。
- ⑤ スマートフォンやタブレット端末、携帯型ゲーム機等を使ったネットいじめの事例を紹介するなど、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行う。

5 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組	家庭・地域等との連携
4月	・いじめ防止対策委員会 ・いじめ防止サポート会議	・家庭訪問 ・学習参観
5月	・いじめ防止サポート会議 ・児童会によるいじめ防止運動 (あいさつ運動) ・児童アンケート ・教育相談(全員面接) ・Q-U調査	・保護者アンケート ・学校評議員会
6月	・いじめ防止サポート会議 ・いじめに関する道徳・学級活動の授業 ・ほかほか週間	
7月	・児童会によるいじめ防止運動 (集会や校内放送、標語・ポスターによる啓発)	・生徒指導だよりの発行 ・保護者会
8月	・いじめについての校内研修会 ・いじめ防止対策委員会	・学校評議員会
9月	・いじめに関する道徳・学級活動の授業 ・児童アンケート、教育相談(全員面接)	・保護者アンケート
10月	・いじめ防止サポート会議	
11月	・児童会によるいじめ防止運動 ・ほかほか週間 ・Q-U調査	
12月	・児童会によるいじめ防止運動 (集会や校内放送) ・保護者会における啓発活動	・生徒指導だよりの発行 ・保護者会
1月	・児童アンケート、教育相談(全員面接) ・いじめ防止サポート会議 ・いじめに関する道徳・学級活動の授業 ・ほかほか週間	・保護者アンケート
2月	・いじめ防止対策委員会	・学習参観 ・学校評議員会
3月	・いじめについての校内研修会	

